

1
〈とりまとか〉に当り2の問題点

— 24/IV '69 教授会報告要旨 —

戸 嶋 秀 夫

I 〈とりまとか〉の前提

まず、社研教授会が「紛争の過半数」として態度が首尾一貫していたか否か、という観点から事実を確定しめる必要がある。その作業をとおして、これら2つの態度についての反省を求め、今後の社研教授会のありかたを考えていくべきである。

II 確定し、反省しめるべき事実

1) 教授会の見解表明の仕方について

1) 社研教授会は、その選出評議員が、'68年3月11日の評議員会決定に賛否をもちあつたこと、少なくとも形式的には早くから紛争にかかわつてきたこと、教授会として紛争にかかわる見解の表明を怠つたことは、6月社研協定導入以後である。このように見解の表明がなされたのは、研究所として「学生内閣に発言すべきか」という問題がいつかいたと思われ、現在からふりかえつて、~~その問題がいつかいたと思われ~~、その問題は首尾一貫していたといえるが、また、なされていなかったか、今考へべきである。

本部と研究部とは、今次紛争の如き事柄への対応が、
たかきうのは当然であるが、大学の基本的姿勢への批判が、
学生運動といふかたきうつづけられしる現状をみると、^{所見}研究
所もまたその批判をうけとめるかまえをもつべきであり、大学の
非を認めるときは平直にその見解を表明すべきではないか、
というのが私見である。

④ 社研教職会は、とくに68年秋以降(全学ストライキ突入以後)、
紛争にかかわる諸問題について論じて、批判的見解をとりま
とめ、大学の非をたてしうと努力を重ねたが、その場合ど
も教職会見解は8.10告示について以外につくられず、小委員会
見解とこれとをまとめたにすぎた。また、そのまとめた
見解は^{原則として}~~原則として~~管理科(内)部の意見集のみにて表明され
たにすぎた。
^{大学および}
^{教職会}の統一という意見から、また、急速に変化する事
態への敏捷な対応という観点から、このような処理がなされ
たといえるが、少なくとも、意見表明の方法についてのこの
ような自己批判が、これからとりつけられべきか否か、
は検討すべきである。とあるが、これを社研教職会、
諸小委員会が作成した文章をなく内外に公表すべき
ではないか、という提議を私は反駁する。

東京大学社会科学部

6) 教職会の見解の内容について

i) 社研教職会は、林事件導入問題について8.10告示問題を中心として、昨年12月までは大学執行部への厳しい批判的立場を(1)-(11)にのべたような姿勢のなとにどくなれ)としてきたが、今年1月以降は、(1)から大学執行部が示した路線の是非を科学的に論議することになり、現在の大学執行部の路線の執行に賛否を述べるように見える。その点の論議をうけていこうとある。

ii) さらに1月18,19日の林事件導入について、従来の社研教職会の見解にのべた(6日林事件導入時、林事件の時など)、その導入決定にいたる全経過、決定後の措置を吟味していくことが必要である。

iii) 1月18,19日の林事件導入の決定にいたる全経過を吟味するにあたっては、入試復活を強行しようとしたことの可否についての論議をさけてはならない。ただし、入試問題は研究所が直接発言すべき事項の事柄ではないが、当時の異常な事態にあり、入試復活を強行することから林事件導入に結びつくことを見通された事実、社研教職会は入試問題についての論議をすべきであるが、その論議が充分であったか否か、ということ

吟味しなくてはならない。

1) 教務会の行動について

現職執行部発足以来、大学全体として従来は考えられなかったような強力な大学管理運営の執行体制がつつきあがりつつある。社研教務会もまた、この執行体制にくみまわすべき立場にある。この立場から、とりわけ「学務部会、学務体制下の教務会」への協力などから、社研教務会としてなされるべき努力に属していることは吟味しなくてはならない。(このような現職執行部の方針については、社研教務会の所見にもあったことと、考えなくては、この方針を指導したメンバーに12、2の種の^{協力}は、かなり深刻な問題となるであろう。) 以上のことから、この立場から、社研教務会が、この執行体制に協力するべき立場にあることは、吟味しなくてはならない。

III 今後のありかたについて

1) 当面直ちに考えるべきこと

i) 現在の教務部の学務的な態勢を直ちに改めさせるように、現職執行部に働きかけるべきである。これより社研教務会は、一時的な〈指導〉において、学務体制に属する立場から、旧来の大学の体制に方針を加えてきたことと、その態度は、2の種の問題については当然、見なければならない。

ない。 ~~（？）~~

ii) 現在なま拘置所に留置されている被追跡学生が、早急に保釈されるように、現執行部として動くように、現執行部に働きかけをすべきである。私は、現執行部への入沢徹治の強行の動きは、E進んで、釈放を導いたことと支持をしない。特に、その真の意見の差異を前提にしたとして、当時、ふたりの後〈東大事件〉で逮捕された学生が、長期の拘留をうけていること、正当であるか否か、の論議は、なこう。答である、と考える。この点については、科学者や吟味を、早急なように希望するが、現在なま留置されている学生たち、単に「留置学生」としては、この論議において、現大衆へのラディカルな対応を、執りおこなうべきではない。多数意見の保釈希望でもあることを考えるならば、大学がその対応を、はるかに早くするための前提として、保釈要求の措置をとるべきではないか、というのを、私見である。

iii) 長期にわたる拘留と考えるべきこと

iv) 「大学管理運営と大学の自治」についての1963年当時の社研教授会の見解が、現在なま保釈されるべきか否かについて、批判的に吟味するべきである。

である。

ii) 東京大学における社研教授会の位置、さらには社研のありきたりな自体について論じていくべきであるが、この場合、社研教官の職務は何かという問題についての反省にまで^{あつた}達する。その上で、これほどの大学の管理運営への^{あつた}かかわりかたがこれほどなかつたか、という吟味を必要とすることが必要である。

教官が教育研究者の^{あつた}意見と良心をもつて責任をとりえぬ事柄について、無責任に参入し、その種の事柄についての執行体制に^{あつた}くみ込まれてきたといえるような、これほどの管理運営への^{あつた}かかわりかたを^{あつた}てた、教官が教育研究者を Beruf とするものであることを明確にこたえて、既に強力な管理運営上の^{あつた}権限を集中して^{あつた}大学執行部を監視し^{あつた}お叱りする姿勢をいわば^{あつた}日常的なものとして確立すべきではないか、というのが^{あつた}私の見である。そのような意見からすると、大学の現状について^{あつた}批判的な少数教意見を保持する教官が、その意見の表明を^{あつた}回避して、^{あつた}組織の一員として管理運営の執行に協力してきたこれほどの教官一人一人の行動様式自体の是非についてまで、吟味する必要がある。